

## 会 議 錄 目 次

平成24年第1回曾於市議会臨時会

会期日程	.....	349
○1月17日（火）		
議事日程第1号	.....	351
開 会	.....	353
会議録署名議員の指名	.....	353
会期の決定	.....	353
報告第1号	.....	353
議案第1号	.....	360
パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の設置について	.....	364
閉 会	.....	365

# **平成24年第1回曾於市議会臨時会**

## **会期日程**

## 平成24年第1回曾於市議会臨時会会期日程

会期 1 日間

月	日	曜	会 議	摘要	要
1	1 7	火	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案等の審議・表決 ○特別委員会の設置 ○閉会	

# **平成24年第1回曾於市議会臨時会**

**平成24年1月17日**

**(第1日目)**

## 平成24年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年1月17日（火曜日）  
午前10時開会  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分事項の報告について  
(和解の締結及び損害賠償の額の件について)

第4 議案第1号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第6号）

第5 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の設置について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	( 欠 員 )
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田 平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	参事補	宇 都 正 浩		

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	池 田 孝	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	中 山 喜 夫	学 校 教 育 課 長	森 山 勇

副 市 長	末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
總 務 課 長	大 窪 章 義	市 民 課 長	切 通 宏
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	經 濟 課 長	谷 元 清 己
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	神宮司 寛
税 务 課 長	新 屋 義 文	大隅支所産業振興課長	野 村 春 夫
監査委員事務局長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 藏
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農業委員会事務局長	堀之菌 訓		

開会 午前10時00分

---

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより平成24年第1回曾於市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、山下諭議員及び原田賢一郎議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月17日の1日限りといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

日程第3 報告第1号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、報告第1号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第3、報告第1号、専決処分事項の報告について説明いたします。

北九州市で開催された第56回九州ブロックPTA研究大会の参加者送迎用の市マイクロバス車両事故について、示談書のとおり和解が成立したので地方自治法第180条第2項に基づき報告するものであります。

事故は、平成23年10月22日午後5時45分ごろ、北九州市小倉区の交差点において参加者を迎えて行く際、市のマイクロバスと示談書当事者乙所有のマイクロバスが接触事故を起こし、市の車両は右側後部を相手車両は左側前部の方向指示器等を損傷したものです。

この事故により市が支払うべき損害賠償金額は、各自負担額を相殺し20万8,552円であります。この賠償金については社団法人全国市有物件災害共済会の保険から全額支払われることになっております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

二、三質問いたします。

ただいま、北九州の交差点での説明でしたが、この理由書等含めて想像するんですが、どういった状況で接触事故があったのかがちょっと説明だけでは、資料だけでは想像が十分できないんです。ちょっと概要について詳しく説明していただきたいと思うんですが。交差点で同じ通行区分帯において、いわば接触したのかどうか。どういった状況だったか詳しく説明してください。

このような場合は今後もあり得ると思うから、この提案、専決で。やはり添付図面を付して、やはり当然のことながら。特に専決処分でありますので説明をすべきじゃないかと思います。いずれにいたしましても、もっと詳しく概要について説明をしてください。

質問の第2点目でありますが、今回は幸いと言いますが、人身ではなくて迎えに行く途中であります。そして車だけの事故ってことで結果としては市長説明もありましたように全額共済会の保険で損害額は対応することになりましたけれども、関連いたしまして第2点目の質問は、市が所有する車両を運転中の事故において、例えば一例として、市のほうに、つまり運転手のほうに100%過失責任があった場合に、さらに事故が車だけではなくて人身を伴って、あるいは長期にわたる治療等が必要な場合に、全額共済会のほうで損害については対応するということには恐らくならないであろうと思うんです。

そうした場合に、質問したい点は運転手の自己責任論というか、市がどこまでを損害を対応して、保険を含めて。そして、一方運転手はどこまで責任が問われるのか、その点については当然市のほうで運転する方々と規定をつくって、そして一定の、どういった場合のマニュアルというか、既定を含めて作成されていると思うんです。それはどうなっているかです。本日の答弁では、答弁できる範囲で答弁して

いただいて、やはり議会にも、今後のこともやっぱり類似した事例が出せると思いますので提示をしていただきたいと思います。これは事後でよろしいでありますけれども。

以上、大きくは2点の質問であります。

○財政課長（池之上幸夫）

それでは説明ということでございますので、説明をさせていただきます。

交差点で、前の車両、バスが右折の方向指示器を点灯して停車しておりましたけど、そのため左車線へ曾於市の車が車線を変更し、並んだような形でおりましたけれど。ところが信号が青になり、そのまま前進し、次の交差点を右折する必要があったため、車線を右に変更したところ、相手側の車両がそのまま進んできまして、当市車両の右後部と相手側車両の左の部分が接触したということでございます。市の車両は右後部にすった傷がつきまして、相手側のほうは、先ほど申し上げましたように左側の前部の指示器等が破損したといったことでございます。

それから、運転手の場合の関係ですが、事故をした場合。業務上の災害等になるわけですが、私どものこのシルバー、あるいは県のシルバーとの契約等で見てみますと、業務上の災害等で派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、これはシルバーのほうが労働基準法に定める死傷者の責任、並びに労働者災害保険補償法に定める事業主の責任を負うということになっております。

ただしかしながら、先ほどもありましたこれにあたらないような分、それについてはこの限りではないと。例えば飲酒運転、極端ですが飲酒運転であるとか、全く100%運転手の過失になる場合はその限りではないということになってるところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

課長の説明で、大体の概要は想像はできるんですけども、この場合にやはり責任の割合が8対2、8割対2割ということになりますけども、これがこの種のおおむね一応負担割ということで考えて対応していいのでしょうか、8、2ですよね。それは確認をさせてください、これが第1点。

第2点目は、私の2回目の質問というのは、これはシルバー等はもちろんそうでありますけれども、市の職員を含めて事故が発生した場合の市の対応でいいですか、賠償に対する責任の割合と、それと事故によってはやはり運転者本人の自己責任というのも当然あり得ると思うんです。特に事故が大きい、あるいは特に客観的にも運転手がだれが見ても問題点があった場合は、そうした場合は現在の規定、どういった規定になっているかわからんから、事後、議会にも資料として出してくれってことは申し上げましたので、それは出してください。そういうのについては、現

在の取り組みで何ら問題は市としてはないのかどうか、それ確認なんです。新たに今後何かを検討するべき点はないのかどうかなんです。資料がないから私もそれ以上質問ができないとです。なかつたらなかつたということで、一応答えていただきたいと思います。

それから1回目の質問に戻りますけども、今後この種の事故については、状況判断が議会として想像がなかなか確定できない場合は当然、これは専決処分でありますので図面を付して、やっぱり資料として出すべきです。その答弁が抜けております。よろしいですか、それも答弁してください。これは当然のことですから、いわば即決ちゅうか専決でありますので。

以上、重ねての質問であります。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、反対からいきますが、図面のほうについては次回からそのようにさせていただきたいと思います。

それから、この責任割合は8対2と、80と20ということで出てきておりますので、これは向こうの市有物件等の、そちらのほうからの査定でございますので、それで問題ないというふうに思っております。

あとは、今この市有物件との契約の内容でいきますと、バスにつきましてはそれぞれ無制限というようなことでなっております。これでいきますけど、後の補償の関係等についてはまた、先ほど言わされましたようなことで、報告を、資料をということさせさせていただきというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

今のこの制度で大丈夫というふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（原田賢一郎議員）

2点ほどお伺いをいたしますが、これ九P連の研修での事故だというふうに伺っておりますが、マイクロで2台行かれたという話を聞いておるんですが、その中で私が聞いたPTAの皆さんからの話を伺ったところ、非常に行きしなか、帰りしなかわかりませんけれども、非常に運転的に心配したという話を伺っておるわけです。それでお伺いいたしますのは、恐らくこの運転手の方はやはりシルバーから派遣をされたというふうに伺っておるんですけども、今この市のいろんな研修とか、そういういったところに行く場合に、市のマイクロを借りていった場合に、ほとんどシル

バーの方々の運転手が行ってらっしゃると思うんですけれども、今そういう形でマイクロ運転手としてシルバーに登録されて、現在活動をされている方が今現在何名ぐらいいらっしゃるのか。そしてまた、この事故を契機に、やはり市といたしましても運転手の方々には注意、喚起をされる必要があるんじやないかというふうに思うんですけども、そういった指導徹底が今までなされたことがあるのか、また、なかつたらこれからこの教訓をどういうふうに生かされて指導されていくか、ここあたりは、中山副市長が今シルバーのほうの会長さんでもいらっしゃいますので、お聞かせ願えたらと思います。2点です。

○副市長（中山喜夫）

シルバーの関係の仕事をさせていただいておりますので、私のはうからお答えさせていただきます。

シルバーで運転手としてお願いしている人が今2名ということでございます。

それと、労働者派遣法の問題で曾於市のシルバー人材センターからは直接派遣はしていないところでございまして、こういうことをする場合は鹿児島県の県シルバー連合会というのが、全体的に派遣する場合の、そういった運転手の派遣をしているわけでございまして、ここから今回も派遣をお願いしてますという形になります。私ども会員でありますけれども、私どもの場合は請け負いということで今シルバー事業は運営させていただいております。非常に厳しくなりまして、管理者のほうから命令を受けたりする場合は派遣という形になるわけでございまして、当然、どこどこに行ってなにをしてくださいという、そういう指示を受けながら働くわけですから、これは派遣のほうに入るわけでございまして、先ほど申し上げたとおり県の連合会から派遣してますということになります。

私どもも常々こういった運転手については、しっかりととした指導というのがいつもしているわけでございまして、特に飲酒運転とかこういったものについては厳しく指導をしているところでございます。折にふれて、指導しているということを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○6番（原田賢一郎議員）

わかりました。ということは、曾於市のシルバーは全くこれには関係なくて、県から派遣をされたシルバーということで理解してよろしいんですか。

それともう一つ。私たちも市のマイクロバスでそういう形で運転手さんをお願いをしているわけですけれども、例えば県外に遠出をするとか、そういった危険を非常に伴うとか、そういう場合には今おっしゃったようにその県から派遣されてくるんでしょうけれども、その場合に曾於市のシルバーで運転される方はおおむね

マイクロバスっていうのは何歳ぐらいまでを目途にされておるんでしょうか。

○副市長（中山喜夫）

先ほど申しました2人というのがちょっと違ったそうでございまして、5名ということで、その中でいろいろ使っている方が2名ぐらいいると、今お願ひしているようありますけど、登録は5名と。

それと、その雇用の関係ですけれども、もちろん私どものところにきますけども、私どものところから直接、市と契約するんじゃなくて、県のほうから契約はするという形になります。しかし紹介は、市のほうでこういう方がおられると、こういう業務があるということなどは伝えておるところでございます。年齢については、それぞれ60歳以上がシルバーの登録者となりますので、特別な制限はかけてないところでございますけども、健康状態等も見て判断をしてるというのが現状でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えしますが、県のシルバーの人材センターの連合というところがございます。曾於市のほうはことと、そしてまた同じく鹿児島県シルバー人材センター連合会の曾於事務所と、いわゆる曾於市のシルバー人材センターですが、こと連盟をして契約をいたしております。ですから、県のほうと曾於市のシルバーとどちらとも契約をしてるということですが、この県のほうはなぜかと申しますと、マイクロバスの運転業務につきましては派遣法の中で、請負業務ではなくて派遣業務になるということで、市のシルバーが派遣業務の届け出をしていないために、届け出をしている県のシルバーの連合会との契約となるということでございます。派遣業務を行うためには鹿児島労働局に届け出もしなければなりませんが、県のほうはこれをやってるということで、県のほうの名前が出てくるところでございます。

それと、あと一つですか。その年齢制限はないということで、今副市長のほうが申されたとおりでございますが、市のほうでシルバーと委託をする分と、あるいはまた、別途どうしても足りないようなとき、予算が足りなかつたり、かなり遠く行ったりする。このようなときにはバスを借り上げる予算もいただいております。したがいまして、その判断はそれぞれの課でありましたり、私どもの財政課でありましたりするわけですが、今回の場合はシルバーのほうにお願いをいたしたところでございます。

今、運転が恐いといったようなことを申されましたけど、年齢制限というのはもちろんないわけですけれど、そういった不安等があれば今後ちょっと検討いたしまして、遠い部分についてその予算をいただいております借り上げ等、こういったところも使うのもいいのかなというふうには考えております。専門業者でありますと、

かなりいろんなところに行ってますんで、そこら辺りは緩和されるんじやないかと、それは今後また検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（土屋健一議員）

通告はしておりませんが、一応執行部に確認という意味で質問をしたいと思います。

いわゆる雇用という関係で、今回の場合に市が責任を取るということになるんですが、これ民事においては使用者責任、あるいは車の保有者の責任というものが最優先するであろうと思ってるんですが、そのことを教えてください。

具体例でいきますと、タクシーの会社が運転手を採用して事業を行いますけれども、運転手が事故を起こしたからといって会社の責任を免れるものではないんです。したがって、こういういわゆる雇用が発生する、あるいは、市が派遣するものについては運転手には責任は問えないというふうに私は理解をしてるんですが、使用者の責任、車の保有者の責任であるということの確認を求めたいんです。お願いします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

私どもが加入しておりますこの市有物件の関係でございますが、これは全国の市が共同して市有財産の災害による損害を相互共済する事業を行うのが目的でございますが、その中で自動車損害労災の委託をすることのできる自動車というのが、市が所有する、あるいはまた管理する自動車であると。ただ、一部事務組合などで対応しているような場合やリース業者や市職員の自動車を借り上げて市の公用として使用しているような場合なども、この対象に入るということでございますので、今起きたようなこういったことについては、市のほうでこの保険のほうは対応できるということになってるところでございます。

○4番（土屋健一議員）

つまり、運転手には責任はないということを確認したいんですよ、どうなんですか。

○財政課長（池之上幸夫）

そのことにつきましては、今まで何件かこういったのがございますけれども、の中ではよっぽどのことがない限り、ほとんどがこの市有物件のほうでその運転手への責任は出てきてないところでございます。しかしながら、先ほどちょっと徳峰

議員のほうもふれられましたけども、運転手の責任が必要な場合というのも出てくるかと思います。その部分では、ここではこの限りではないとなっておりますけれども、一般的にはそういうのは出てこないというふうに考えております。

○4番（土屋健一議員）

よほどの過失がない限りは運転手に責任はないと私は心得ておるんですが、市長いかがでしょうか、シルバーの活用というのも大変重要なことありますけれど、やはり年齢的にくる運転技術の衰えというのも実はあると思うんです。ですから遠方に限っては、民間委託というのを最優先に、今後、行政手法として民間を活用していく姿勢っていうのは検討されないかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

今お答えしているように、大体シルバーのほうに委託をしております。そしてまた、運転業務のそれ、会員になるまでの業務の経験、そうしたものも重要視しながらこの派遣をしてもらってるということです。先ほど年齢も出たようですが、制限はしておりませんけれども、おおむね公務の場合は65歳までという形でありますが、ほかに適当に見当たらない場合は、それを必ず制限としないという形でしております。

そして、今民間への委託ということで質問がありましたら、民間への委託というのも検討しなければということで、今検討中であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

---

日程第4 議案第1号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第6号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第1号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第6号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第4、議案第1号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第6号）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に363万2,000円を追加し、総額を231億8,429万円とするものであります。

それでは予算の内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、健康増進施設整備事業に伴うものでありますと、歳入におきましては財政調整基金繰入金を363万2,000円追加し、歳出におきましては健康増進施設用地遺跡発掘調査に伴う費用を363万2,000円追加しております。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

この予算につきましては、健康ランドの建設予定地に伴うものだというふうに思っておりますけど、私議運に入っておりませんので議運では説明があったと聞いておりますけど、ちょっと中身についてお聞きしたいんですけど、これはいわゆる発掘調査に伴うものだということですけど、いつ出土になったのか。それとどういった、具体的な内容ですけど、出土の具体的な内容です。おわかりいただければ、御説明をちょっと、もうちょっと詳しくしていただきたいなと思うところです。

それと、発掘の調査期間ですけど、今回363万2,000円という大きな予算になってるわけですけど、調査期間どのくらいになるのか。以上2点、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

まずこの発掘調査になった経緯でございますが、駐車場用地、畝を4反、4,200m<sup>2</sup>ほど、昨年購入いたしましたので、これは駐車場にするということでございまして、この駐車場の工事に入るまでに、この遺跡、文化財の調査がいるということでございました。実際これは出土はしておりません、まだ。これにつきまして教育委員会、県教育委員会との協議をして、もし試掘をして出た場合は本調査になるということでありまして、試掘を今1月から2月にかけて行います。これで出た場合は本調査ということで、先ほど期間ということでありましたが、2月から3月の中旬までを本調査の予定をしております。ですので、今回363万2,000円予算をお願いをしておりますが、もし試掘でそれ相当の遺跡が出なかつた場合は本調査にならないという可能性もございます。逆に出された場合は本調査が大がかりになるという可能性も出てくるということで、お願いをしているわけであります。

ここにつきましては、地蔵免遺跡というのがございまして、以前プールをつくっ

たときに出でてきた遺跡でございます。本来ですと、この地蔵免遺跡の遺跡分布図というのがあるんですが、その範囲内がこのプールのところでありまして、畠につきましては、この範囲外ということでありましたので必要ないかというふうに認識をしておりましたが、教育委員会、県教育委員会と確認したところ、隣接地でも調査する必要があるということで、今回臨時で補正をお願いしたということでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

二、三質問いたします。

今回のこの予算は試掘に限っての予算であるのか、これが確認方の質問であります。仮に1月から2月にかけて一応試掘調査してみて、やはり本調査が必要な場合は、予算的にはどれぐらいの予算で、何月議会に予算提案行うのか。試掘の場合だったら本年度内に終わると思うんですけども、本調査になった場合は、大体予想されるのは24年度の何月ごろまでかかるのか、これが質問であります。

次の質問は、質問が前後いたしますが、この種の事例というのはこれまで、曾於市の場合も幾つもありますけれども、法律上は法の、どういった法に基づいての、やはり自治体に義務付けられた対応をとらなければいけないのか、法的な条項についても示していただきたいと思っております。

最後の質問でありますが、試掘の場合はあまり影響ないとして、本調査になった場合に、今後のこの健康増進施設の整備について具体的にどれぐらいおくれが生じるのか、あるいはそれほど生じないのかを含めて事業の今後の進め方との関連についても説明をしてください。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

今回お願いをしました予算でございますが、これは本調査に関わる予算でございます。試掘を1月、2月中旬までに行いますが、試掘については教育委員会社会教育課のほうで持っております、その範囲内できるということでございます。

あと、法律上の根拠でありますが、文化財法第94条で規定をしておりまして、地方公共団体が市有地の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、あらかじめ文化庁長官にその旨を通知しなければならないということで、市教育委員会を通して県教委にということで、そこの協議がいるということでございます。

あと、今後の具体的な影響でございますが、一応試掘のほうが2月の中旬ごろま

でということで、それで出なかった場合は本調査、この予算は必要でないということになります。もし出た場合は1ヵ月半かけまして調査になると、360万が必要になってくるということになります。これにおきます影響につきましては、施設本体については影響はございません。それぞれ12月末1月中旬までで実績が終わっておりますので、それを受けて本体工事の入札ということになります。これは当然1億5,000万を超しますので、3月議会の承認がいるということで、3月上旬に可決いただければ着工できるという予定でございます。ただ駐車場につきましては、昨年9月からということでございましたけれども、一応ここの文化財の関係、あと都市公園の関係、計画変更の関係がございまして、県のほうが12月にやっと終わりましたので、それが1月以降を都市計画審議会を経てしかできませんので、そしてあの駐車場のほうが若干今押してるという状況でありますと、本体のほうは計画どおりでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第1号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第6号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の設置について

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の設置については、曾於市総合振興計画並びに曾於市過疎地域自立促進計画において、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業としてその実施計画が示され、昨年9月の議会定例会において2件の関連する陳情書が提出されるなど、市民の関心が高く重要な案件であることから、議会としても総合的に対応する必要があるため、議長を除く20人の委員をもつて構成するパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、本件については議長を除く20人の委員をもつて構成するパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、陳情の付託替えについてお諮りいたします。

総務常任委員会に付託中の陳情第4号、仮称パークゴルフ・フラワー公園に関する陳情書及び陳情第7号、市民のアンケートでフラワーパーク公園建設の賛否を決める陳情書については、ただいま設置されましたパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に付託替えの上、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、陳情第4号及び陳情第7号についてはただいま設置されましたパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に付託替えの上、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によりパークゴルフ場・フラワーパーク整

備事業調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により委員長及び副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会開会のため、暫時休憩いたします。議員の皆さんには、議員控室にお集まり願います。

---

休憩 午前10時39分

再開 午前11時14分

---

#### ○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会されましたパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会委員長渡辺利治議員、同じく副委員長吉村幸治議員、以上のとおりであります。

以上で本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成24年第1回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員